

戸籍・住民異動の届け出は期限内に！

住所の異動の主な届け出

- 転入届** ～市外から移ってきたとき、転入した日から14日以内に届け出～
届け出に必要なもの
転出証明書(前住所地で発行します)、国民年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)、介護保険受給資格証明書(資格者のみ)、小・中学生がいる方は在学証明書、届出人の印鑑
 - 転居届** ～市内で住所を変更したとき、転居した日から14日以内に届け出～
届け出に必要なもの
国民年金手帳、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(以上加入者のみ)、届出人の印鑑
 - 転出届** ～市外に移るとき、転出する日までに届け出～
届け出に必要なもの
国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(以上加入者のみ)、印鑑登録証(登録者)、届出人の印鑑
 - 世帯主変更届** ～世帯主が変わったとき、変更があった日から14日以内に届け出～
届け出に必要なもの
国民健康保険証(加入者のみ)、届出人の印鑑
- ※届出人が代理人の場合は本人の委任状が必要です。



戸籍や住民基本台帳に記録された高齢者のうち、既に死亡または転出等を行っているにもかかわらず、必要ない届け出を行っていないため、そのままの状態となっていることが全国各地で確認されています。戸籍・住所の異動は、原則として皆様からの届け出に基づいて行われることとなります。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。

戸籍の主な届け出

- 転籍届** ～本籍を移す日に届け出～※住所の異動だけでは本籍は変わりません
届け出に必要なもの
戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本) 1通
- 出生届** ～子どもが生まれた日から14日以内に届け出～
届け出に必要なもの
届出人の印鑑、母子健康手帳、届出用紙に医師等の出生証明書
※このほか国保の加入や乳幼児医療費の助成、子ども手当、出産育児一時金などの申請手続きも併せて行ってください。
- 婚姻届** ～結婚する日に届け出～
届け出に必要なもの
夫婦の印鑑、証人として成年2人の署名・押印、市内に本籍がない方は戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)
※未成年の方は両親の同意が必要です。
- 死亡届** ～死亡した日から7日以内に届け出～
届け出に必要なもの
届出人の印鑑、医師の死亡診断書
※死亡の届け出をした際に埋火葬許可証交付申請の手続きがあります。このほか、国保、国民年金の喪失手続き、葬祭費の申請、印鑑登録証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳などの返還も行ってください。

※届け出の際には身分証明書の提示をお願いしています。

届け出の際には、届け出においでになる方の身分が証明できる運転免許証やパスポートなど、写真の貼付されている官公署発行の身分証明書などの提示をお願いします。
なお、上記の身分証明書をお持ちでない方も届け出はできますので、窓口申し出てください。

◎問い合わせ…

市民課市民記録係 ☎(55)5104 または 各支所地域振興課市民福祉係